

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の概要

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）による地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等の改正に伴い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等について必要な改正を行う。

2 改正の概要

(1) 地方自治法施行令の一部改正に関する事項

- ① 直接請求の代表者の資格制限を創設したことに伴い、直接請求に係る投票手続への公職選挙法の準用規定を整理すると共に、直接請求の代表者が資格制限に該当した場合の手続に係る規定の整備を行う。
- ② 行政機関等について共同設置を行うことができることとするに伴い、共同設置を行う場合の規約や職員の身分取扱い等について、機関（委員会等）の共同設置を行う場合の規約や職員の身分取扱い等を定める地方自治法の規定の準用の規定を整備する。
- ③ 全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団の制度を廃止することに伴い、関係規定を削除することとする。
- ④ 地方分権改革推進計画に基づき、予算・決算の報告義務、条例の制定改廃の報告義務及び財産区の財産処分等の協議義務を廃止することに伴い、所要の規定の整理を行う。
- ⑤ 労働保険料の納付期間の変更に伴い、歳出会計年度所属区分を見直すため、所要の規定の整理を行う。

(2) その他関係政令の一部改正に関する事項

上記①、③、④と同様の趣旨により、所要の規定の整備を行う。

3 施行日

地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）の施行の日
（平成 23 年 8 月 1 日）